■第３次障害者基本計画（平成２５年９月２７日閣議決定）

【高等教育における支援の推進】

―計画期間：平成25年度から29年度までの概ね５年間―

Ⅲ　分野別施策の基本的方向

３．教育，文化芸術活動・スポーツ等

障害の有無によって分け隔てられることなく，国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け，障害のある児童生徒が，合理的配慮を含む必要な支援の下，その年齢及び能力に応じ，かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また，障害者が円滑に文化芸術活動，スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう，環境の整備等を推進する。

○ 大学等が提供する様々な機会において，障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう，授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮，教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに，施設のバリアフリー化を推進する。

○ 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については，障害者一人一人のニーズに応じて，より柔軟な対応に努めるとともに，高等学校及び大学関係者に対し，配慮の取組について，一層の周知を図る。

○ 障害のある学生の能力・適性，学習の成果等を適切に評価するため，大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。

○ 入試における配慮の内容，施設のバリアフリー化の状況，学生に対する支援内容・支援体制，障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。

○ 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など，支援体制の整備を促進するとともに，障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し，大学等間や地域の地方公共団体，高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。

○ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため，その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供，教職員に対する研修等の充実を図る。

（（独）日本学生支援機構主催

「平成26年度全国障害学生支援セミナー　体制整備支援セミナー」　文部科学省資料より）